

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。
 令和4年度北方町一般会計における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 252,643 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,102,139 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	33,732	631	0	0	8,346	24,755
	障がい者福祉事業	378,123	277,981	0	0	25,249	74,893
	老人福祉事業	54,621	0	0	2,838	13,056	38,727
	福祉医療事業	192,288	86,248	0	0	26,736	79,304
	児童福祉事業	659,894	455,326	0	23,917	45,548	135,103
	小計	1,318,658	820,186	0	26,755	118,935	352,782
社会保険	国民健康保険事業	124,893	68,516	0	0	14,214	42,163
	介護保険事業	319,515	12,833	0	121,220	46,761	138,701
	後期高齢者医療事業	220,317	28,518	0	0	48,359	143,440
	小計	664,725	109,867	0	121,220	109,334	324,304
保健衛生	母子保健事業	39,546	18,681	0	0	5,261	15,604
	疾病予防事業	59,354	1,472	0	0	14,594	43,288
	健康増進事業	19,856	1,930	0	0	4,520	13,406
	小計	118,756	22,083	0	0	24,375	72,298
合計	2,102,139	952,136	0	147,975	252,644	749,384	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。